

地域における協力に関する協定

三次市（以下「甲」という。）と三次市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、三次市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
 - (2) 道路の異状を発見した場合
 - (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月19日

甲 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市長

増田和俊


乙 三次市内郵便局代表者
三次市十日市東四丁目2番2号
三次郵便局長

尾山忠彦

三次市十日市中四丁目7番14号
三次十日市郵便局長

兼重英富


三次市塩町2182-5
塩町郵便局長

安本明弘

